

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項に基づき、代表者の氏名を変更登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録機関の名称	一般社団法人日本クレーン協会
登録機関の住所	東京都江東区新木場一丁目 11 番 7 号
代表者職氏名	会長 <u>曄道 佳明</u>
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	一般社団法人日本クレーン協会東中四国支部 岡山県岡山市北区駅前町 2 丁目 5 番 24 号
登録番号及び登録した技能講習又は教習の区分	岡労収基 0110 第 10 号 クレーン運転実技教習 岡労収基 0110 第 11 号 移動式クレーン運転実技教習 岡労収基 0110 第 12 号 玉掛け技能講習 岡労収基 0110 第 13 号 小型移動式クレーン運転技能講習 岡労収基 0110 第 14 号 床上操作式クレーン運転技能講習
登録年月日	令和 6 年 3 月 31 日
登録の有効期間の満了日	令和 11 年 3 月 30 日

令和 8 年 9 月 3 日

岡 山 労 働 局 長